

平成 26 年(2014 年) 2 月 14 日

加盟高等学校長 様
加盟校野球部長 様
加盟校野球部監督 様

一般財団法人
長野県高等学校野球連盟

大会中の公式戦における微小粒子状物質 (PM2.5) の対応について (通 知)

平素は、長野県高等学校野球連盟の活動にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 12 月 25 日「長野県微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起要綱」が改正されました。大気中の微小粒子状物質 (PM2.5) が健康に影響を与える可能性が懸念される場合に備え、当連盟では大会中の公式戦において別紙のような対応をとることとなりましたので、関係各位への周知徹底をお願いします。

加盟校野球部においては、呼吸器系や循環器系の疾患を有する選手を事前に把握するとともに、「微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起情報」発令時における選手の大会出場に関し、保護者の同意を得た適切な対応がとれるよう準備をお願いします。また、公式戦においては、選手用 (含むボールボーイ) の微小粒子状物質 (PM2.5) 対応マスクの準備もお願いします。

大会中の公式戦における PM2.5 の対応について

一般財団法人
長野県高等学校野球連盟

平成 25 年 12 月 25 日「長野県微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起要綱」が改正されました。大気中の PM2.5 (微小粒子状物質) が健康に影響を与える可能性が懸念される場合に備え、当連盟では大会中の公式戦において以下のような対応をとることとします。

- (1) 「注意喚起情報」の発令（長野県環境部水大気環境課より）
 - 1) 午前 5 時～ 7 時までの 1 時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ より大きくなったとき
 - 2) 午前 5 時～ 12 時までの 1 時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ より大きくなったとき

- (2) 「注意喚起情報」発令時の対応
 - 1) 観客に対する対応
場内放送を通じて長野県の発表内容を連絡し注意を促す。
「場内のお客様にお知らせします。○時○分に長野県より PM2.5、微小粒子状物質に関する注意喚起情報が次のように発せられました。
(発表内容を読む)」
 - 2) 選手（含むボールボーイ）に対する対応
特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する選手には PM2.5 対応用のマスクの着用を励行し、他の選手のマスクの着用も許可する。なお、マスクは各自で準備する。
 - 3) 審判委員に対する対応
特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する審判委員に対しては、審判割りを変更し、可能な限りグラウンドに立たないよう配慮する。やむを得ずグラウンドに立つときは、PM2.5 対応用のマスクの着用を許可する。他の審判委員においてもマスクの着用を許可する。審判委員用のマスクは連盟で準備する。
 - 4) 屋外の役員・補助員に対する対応
より屋外での人数を少なくした配置を検討実施する。PM2.5 対応用のマスクの着用を励行する。役員・補助員用のマスクは連盟で準備する。

- (3) 「注意喚起情報」発令後の経過措置
 - 1) 大会本部で長野県HP等により 1 時間毎に PM2.5 濃度の推移を確認する。
 - 2) PM2.5 濃度の上昇が認められない場合は、そのまま試合を継続する。
 - 3) PM2.5 濃度が上昇を続けている場合の対応
 - ① 審判委員・役員は選手の状態を注視し、違和感を覚えたときは、大会本部に連絡する。大会本部では必要に応じ、次の措置をとる。
 - ア) 責任教師を呼び、選手の健康状態を確認する。
 - イ) 問題がなければ、そのまま試合を継続する。
 - ウ) 状況が良くないと判断した場合は、③の競技役員会を招集する。
 - ② PM2.5 濃度が指針値を大きく越えた場合

ア) 長野県環境部水大気環境課(026-235-7176)の担当者に状況を確認し、県の担当者と対応について協議する。

イ) 長野県環境部水大気環境課との協議内容に応じ、③の競技役員会を招集する。

③ 競技役員会における協議事項

ア) 最初の協議役員会では、試合の継続または中断の判断を行う。

イ) 継続時は、選手の健康状態の確認方法等の対応についても協議する。

ウ) 中断する場合、大気の劇的な回復が見込めないことを考慮し、中止を見据えた対応も協議する。試合再開には、中断後のPM2.5濃度を参考にする。

中断時間は、測定が1時間毎に行われることを考慮し決定する。

(4) 試合の一時中断時の対応

1) 観客に対する対応

場内放送により観客に連絡する。

「場内のお客様にお知らせします。PM2.5の濃度がさらに上昇をしています。

選手の健康状態を確認するため、試合を一時中断いたします。

また、お客様も車等の外気の侵入を防げる場所で待機をお願いします。」

2) 選手(含むボールボーイ)に対する対応

ベンチ裏へ移動させ、外気の侵入をできる限り防ぎ、看護師や役員による問診を行う。

問診事項) 咳・痰の有無

鼻・喉・気管支等の違和感

目の違和感

体調全般について 等

3) 審判委員に対する対応

審判委員席において、責任審判委員が問診を行う。継続が不可能と判断したときは、規定により試合途中でも審判委員の変更を行う。

4) 屋外の役員・補助員に対する対応

最少人数の配置とし、マスクの着用を義務づけ、可能な限り役員で対応する。

その他の役員・補助員は球場内に移動し、外気の侵入をできる限り防ぎ待機する。

役員・補助員のマスクは連盟で準備する。

5) 必要に応じ、競技役員会を開催し、問診結果やPM2.5の濃度、長野県環境部水大気環境課の意見等を総合的に判断し、再開、中断継続、中止を決定する。

(5) 中止と決定した時の対応

1) 雨天等によるコールドゲームの適用条項を適用する。